

W C S 用稲を作付される皆様へ



一般の主食用米と同様、適切な肥培管理と収穫を!!

- 1 令和 6 年度の W C S 用稲の取組について、
 - ・ 隣接するほ場は、W C S 用稲を作付しているのに、稲か草か分からない状態となっている
 - ・ ほ場周囲では、畦畔も側溝も判別ができないくらい雑草が繁茂している

など、不適切な管理が行われているとの情報があり、国から指導した事例がありました。

- 2 W C S 用稲は、畜産農家等との契約により取り組まれるものです。信頼ある取引とするためにも、一般の主食用米と同様、適切な肥培管理をする必要があります。

- 3 不適切な取組が頻発すると、制度そのものの存続も危ぶまれますので、W C S 用稲の生産に取り組まれる農業者におかれては十分ご注意ください。

(現在、国において令和 7 年度から立入調査を実施する計画も予定しています。)

【お問い合わせ先】

九州農政局 鹿児島県拠点

担当者名：萩原、宮永

電話番号：099－222－7563